○　防衛省が行う飛行場及びその施設の設置又は変更の事業に係る計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年総理府令第三十八号）（抄）

（下線の部分は改正部分）

改　正	現　行
（計画段階配慮事項に係る検討） 第二条　第一種飛行場設置等事業に係る法第三条の二第三項の規定による計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価に関する指針については、次条から第十条までに定めるところによる。 （計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握） 第四条　地方防衛局長等は、第一種飛行場設置等事業に係る計画段階配慮事項についての検討に当たっては、当該検討を行うに必要と認める範囲内で、当該検討に影響を及ぼす第一種飛行場設置等事業の内容（以下この条から第十条までにおいて「事業特性」という。）並びに第一種飛行場設置等事業の実施が想定される区域（以下「第一種飛行場設置等事業実施想定区域」という。）及びその周囲の自然的社会的状況（以下この条から第十条までにおいて「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握しなければならない。 一　（略） 二　地域特性に関する情報 イ　自然的状況 (1)～(6)　（略） (7)　一般環境中の放射性物質の状況	（計画段階配慮事項に係る検討） 第二条　第一種飛行場設置等事業に係る法第三条の二第三項の規定による計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価に関する指針については、次条から第十条までに定めるところによる。 （計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握） 第四条　地方防衛局長等は、第一種飛行場設置等事業に係る計画段階配慮事項についての検討に当たっては、当該検討を行うに必要と認める範囲内で、当該検討に影響を及ぼす第一種飛行場設置等事業の内容（以下この条から第十条までにおいて「事業特性」という。）並びに第一種飛行場設置等事業の実施が想定される区域（以下「第一種飛行場設置等事業実施想定区域」という。）及びその周囲の自然的社会的状況（以下この条から第十条までにおいて「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握しなければならない。 一　（略） 二　地域特性に関する情報 イ　自然的状況 (1)～(6)　（略） （新設）

ロ　（略）

2　（略）

（計画段階配慮事項の選定）

第五条　（略）

2　（略）

3　前項の規定による検討は、次に掲げる環境要素を、法令等による規制又は目標の有無並びに環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分し、当該区分された環境要素ごとに行うものとする。

一　環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第四号及び第五号に掲げるものを除く。以下同じ。）

イ～ハ　（略）

二　生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第四号及び第五号に掲げるものを除く。以下同じ。）

イ～ハ　（略）

三　人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（次号及び第五号に掲げるものを除く。以下同じ。）

イ・ロ　（略）

四　環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素（次号に掲げるものを除く。以下同じ。）

イ・ロ　（略）

五　一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素

放射線の量

4・5　（略）

ロ　（略）

2　（略）

（計画段階配慮事項の選定）

第五条　（略）

2　（略）

3　前項の規定による検討は、次に掲げる環境要素を、法令等による規制又は目標の有無並びに環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分し、当該区分された環境要素ごとに行うものとする。

一　環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第四号に掲げるものを除く。以下同じ。）

イ～ハ　（略）

二　生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第四号に掲げるものを除く。以下同じ。）

イ～ハ　（略）

三　人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（次号に掲げるものを除く。以下同じ。）

イ・ロ　（略）

四　環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素

イ・ロ　（略）

（新設）

4・5　（略）

（計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法）

第六条　第一種飛行場設置等事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法は、地方防衛局長等が、次に掲げる事項を踏まえ、位置等に関する複数案及び選定事項ごとに、次条から第十条までに定めるところにより選定するものとする。

一～六　（略）

七　前条第三項第五号に掲げる環境要素に係る選定事項については、放射線の量の変化を把握できること。

第十四条　（略）

2・3　（略）

4　第二項の場合において、当該都道府県知事は、前項の規定による当該市町村長の意見を勘案するとともに、第一項の一般の意見の概要及び当該意見に対する地方防衛局長等の見解を記載した書類がある場合には、当該書類に記載された意見に配意し、及び地方防衛局長等の見解を勘案するよう努めるものとする。

5・6　（略）

（第二種事業の判定の基準）

第十六条　第二種飛行場設置等事業に係る法第四条第三項（同条第四項及び法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による判定については、当該第二種飛行場設置等事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。

一・二　（略）

（計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法）

第六条　第一種飛行場設置等事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法は、地方防衛局長等が、次に掲げる事項を踏まえ、位置等に関する複数案及び選定事項ごとに、次条から第十条までに定めるところにより選定するものとする。

一～六　（略）

（新設）

第十四条　（略）

2・3　（略）

4　第二項の場合において、当該都道府県知事は、前項の規定による当該市町村長の意見を勘案するとともに、第一項の一般の意見の概要及び当該意見に対する地方防衛局長等の見解を記載した書類がある場合には、当該書類に記載された意見に配意するよう努めるものとする。

5・6　（略）

（第二種事業の判定の基準）

第十六条　第二種飛行場設置等事業に係る法第四条第三項（同条第四項及び法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による判定については、当該第二種飛行場設置等事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。

一・二　（略）

三　当該第二種飛行場設置等事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる対象その他の一以上の環境要素に係る環境の保全を目的として法令、条例又は法第五十三条の行政指導等（以下「法令等」という。）により指定された対象が存在し、かつ、当該第二種飛行場設置等事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。

イ～ワ　（略）

カ　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定により設定された鳥獣保護区の区域

ヨ～ソ　（略）

四　（略）

2　（略）

（方法書の作成）

第十七条　令別表第一の四の項のイ、ロ又はハの第二欄若しくは第三欄に掲げる要件に該当する防衛省が行う対象事業（以下「対象飛行場設置等事業」という。）の実施を担当する地方防衛局長等は、対象飛行場設置等事業に係る方法書に法第五条第一項第二号に掲げる対象事業の内容を記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　対象飛行場設置等事業の種類（設置の事業又は変更の事業の別及び変更の事業にあっては滑走路の新設を伴う事業又は滑走路の延長を伴う事業の別。第二十条第一項第一号イにおいて同じ。）

二　対象飛行場設置等事業が実施されるべき区域（以下「対象飛行場設置等事業実施区域」という。）の位置

三　対象飛行場設置等事業の規模（設置の事業又は滑走路の新設を伴う変更の事業に

三　当該第二種飛行場設置等事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる対象その他の一以上の環境要素に係る環境の保全を目的として法令、条例又は法第五十三条の行政指導等（以下「法令等」という。）により指定された対象が存在し、かつ、当該第二種飛行場設置等事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。

イ～ワ　（略）

カ　鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定により設定された鳥獣保護区の区域

ヨ～ソ　（略）

四　（略）

2　（略）

（方法書の作成）

第十七条　令別表第一の四の項のイ、ロ又はハの第二欄若しくは第三欄に掲げる要件に該当する防衛省が行う対象事業（以下「対象飛行場設置等事業」という。）の実施を担当する地方防衛局長等は、対象飛行場設置等事業に係る方法書に法第五条第一項第二号に掲げる対象事業の内容を記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　対象飛行場設置等事業の種類（設置の事業又は変更の事業の別及び変更の事業にあっては滑走路の新設を伴う事業又は滑走路の延長を伴う事業の別。第二十条第一項第一号イにおいて同じ。）

二　対象飛行場設置等事業が実施されるべき区域（以下「対象飛行場設置等事業実施区域」という。）の位置

三　対象飛行場設置等事業の規模（設置の事業又は滑走路の新設を伴う変更の事業に

あっては滑走路の長さ、滑走路の延長を伴う変更の事業にあっては延長前及び延長後の滑走路の長さ。第二十条第一項第一号ハにおいて同じ。）

四　対象飛行場設置等事業に係る飛行場の使用を予定する航空機の種類

五　前各号に掲げるもののほか、対象飛行場設置等事業の内容に関する事項（既に決定されている内容に係るものに限る。）であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの

2・3　（略）

4　地方防衛局長等は、対象飛行場設置等事業に係る方法書に法第五条第一項第七号に掲げる事項を記載するに当たっては、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定した理由を明らかにしなければならない。この場合において、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たって、専門家等の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を併せて明らかにしなければならない。また、当該専門家等の所属機関の種別についても個人が特定されない範囲において明らかにするよう努めるものとする。

5　（略）

（環境影響評価項目等の選定に係る事業特性及び地域特性の把握）

第二十条　地方防衛局長等は、対象飛行場設置等事業に係る環境影響評価の項目並び調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、計画立案段階以降の環境配慮の検討経緯等について整理した上で、当該選定を行うに必要と認める範囲内で、当該選定に影響を及ぼす対象飛行場設置等事業の内容（以下「事業特性」という。）並びに対象飛行場設置等事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報のうち、不足するものについて把握し、整理しなければならない。

あっては滑走路の長さ、滑走路の延長を伴う変更の事業にあっては延長前及び延長後の滑走路の長さ。第二十条第一項第一号ハにおいて同じ。）

四　対象飛行場設置等事業に係る飛行場の使用を予定する航空機の種類

五　前各号に掲げるもののほか、対象飛行場設置等事業の内容に関する事項（既に決定されている内容に係るものに限る。）であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの

2・3　（略）

4　地方防衛局長等は、対象飛行場設置等事業に係る方法書に法第五条第一項第四号に掲げる事項を記載するに当たっては、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定した理由を明らかにしなければならない。この場合において、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たって、専門家等の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を併せて明らかにしなければならない。また、当該専門家等の所属機関の種別についても個人が特定されない範囲において明らかにするよう努めるものとする。

5　（略）

（環境影響評価項目等の選定に係る事業特性及び地域特性の把握）

第二十条　地方防衛局長等は、対象飛行場設置等事業に係る環境影響評価の項目並び調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、計画立案段階以降の環境配慮の検討経緯等について整理した上で、当該選定を行うに必要と認める範囲内で、当該選定に影響を及ぼす対象飛行場設置等事業の内容（以下「事業特性」という。）並びに対象飛行場設置等事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報のうち、不足するものについて把握し、整理しなければならない。

一　（略）

二　地域特性に関する情報

イ　自然的状況

(1)～(6)　（略）

(7)　一般環境中の放射性物質の状況

ロ　（略）

2・3　（略）

（環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法）

第二十二条　対象飛行場設置等事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法は地方防衛局長等が、次に掲げる事項を踏まえ、選定項目ごとに次条から第二十七条までに定めるところにより選定するものとする。

一～六　（略）

七　前条第四項において準用する第五条第三項第五号に掲げる環境要素に係る選定項目については、放射線の量の変化を把握できること。

2　（略）

別表第一　参考項目（第二十一条関係）

環境要素の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予	人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価	環境への負荷の量の程度により予測及び	一般環境中の放射性物質について調査、

一　（略）

二　地域特性に関する情報

イ　自然的状況

(1)～(6)　（略）

（新設）

ロ　（略）

2・3　（略）

（環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法）

第二十二条　対象飛行場設置等事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法は地方防衛局長等が、次に掲げる事項を踏まえ、選定項目ごとに次条から第二十七条までに定めるところにより選定するものとする。

一～六　（略）

（新設）

2　（略）

別表第一　参考項目（第二十一条関係）

環境要素の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予	人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価	環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素

物化酸素窒	質大気	大気環境	
等人じ粉			
音騒	音騒		
動振	動振		
れ汚の水	水質	境水環	
り濁の水る よにり砂土			
質ごと形なと重地地及地要	地質	境の他境る環に土壌	
〜す目注ごと種なと要重		物動	環境要素
落群ごと種なと要重		物植	環境要素
態生るけっ微特をと域地		系態生	環境要素
眺望なに並ごと資景観及望なと眺主要		景観	環境要素
の場活動いのれ合の触然とと自人	場動の活合触れとの然人		環境要素
物産副うと伴にと事工設建		等物棄廃	要素環境
素成化酸二	等ス力果効室温		要素環境
の量放射線	の量放射線		境要素環境

| 区分／環境要因の | 施工の実績 | | |

飛行場及びその存在	飛行場及びその設の施の	航空機の運航	飛行場の施設の供用
		○	○
		○	
			○
	○		
	○		
	○		
	○		
	○		
	○		

備考

一　○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用する。

二　この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する飛行場設置等事業の内容を踏まえて区分したものである。

イ　建設機械を用いて、飛行場及びその施設の設置又は変更に係る工事を行うこと。

ロ　車両により、資材及び機械の運搬を行うこと。

ハ　工事の完了後、当該事業の目的である施設が存在し、かつ、当該飛行場が航空機の運航の用に供されること。

三　この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機

飛行場及びその存在	飛行場及びその設の施の	航空機の運航	飛行場の施設の供用
		○	○
		○	
			○
	○		
	○		
	○		
	○		
	○		
	○		

備考

一　○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

二　この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する飛行場設置等事業の内容を踏まえて区分したものである。

イ　建設機械を用いて、飛行場及びその施設の設置又は変更に係る工事を行うこと。

ロ　車両により、資材及び機械の運搬を行うこと。

ハ　工事の完了後、当該事業の目的である施設が存在し、かつ、当該飛行場が航空機の運航の用に供されること。

三　この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機

械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

四　この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

五　この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。

六　この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

七　この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

八　この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

九　この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。

別表第二　参考手法（第二十三条関係）

参考項目		参考手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
（略）	（略）	（略）	（略）
二酸化炭素	（略）	（略）	（略）
放射線の量（粉じん等の発	造成等の施工による一時的	一　調査すべき情報 イ　放射線の量の状況 ロ　気象の状況	一　予測の基本的な手法 事例の引用又は

械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

四　この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

五　この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。

六　この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

七　この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

八　この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

別表第二　参考手法（第二十三条関係）

参考項目		参考手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
（略）	（略）	（略）	（略）
二酸化炭素	（略）	（略）	（略）

生に伴う
もの）

な影響

二　調査の基本的な手法

文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析

三　調査地域

粉じん等の拡散の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域

四　調査地点

粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点

五　調査期間等

粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯

建設機械
の稼働

一　調査すべき情報

ロ　気象の状況

イ　放射線の量の状況

事例の引用又は
手法

一　予測の基本的な
解析

二　予測地域

調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域

三　予測地点

粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における放射線に係る環境影響を的確に把握できる地点

四　予測対象時期等

造成等の施工による粉じん等の発生に伴う放射線に係る環境影響が最大となる時期

車両の運用	搬機械の運搬	資材及び			
二	調査の基本的な手法	一	調査すべき情報	一	文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析
三	調査地域	二	粉じん等の拡散の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがある地域	二	調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域
四	調査地点	三	粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点	三	予測地点
五	調査期間等	四	粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	四	予測地域における環境に及ぼす影響を的確に把握できる地点 放射線に係る環境影響を予測するに当たり、建設機械の稼働に係る放射線に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる最大となる時期	一	予測の基本的な手法 事例の引用又は解析

	運行	文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三　調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四　調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五　調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	二　予測地域 調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三　予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における放射線に係る環境影響を的確に把握できる地点 四　予測対象時期等 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による放射線に係る環境影響が最大となる時期
放射線の量（土砂による水の濁りの	造成等の施工による一時的な影響	一　調査すべき情報 イ　放射線の量の状況 ロ　濁度又は浮遊物質量の状況（河川にあっては、その調査時における流	一　予測の基本的な手法 事例の引用又は解析

発生に伴うもの）

量の状況を含む。）

ハ　流れの状況

ニ　気象の状況

ホ　土質の状況

二　調査の基本的な手法

文献その他の資料及び現地調査による情報（浮遊物質量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質量の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析

三　調査地域

地域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域

四　調査地点

地域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点

五　調査期間等

地域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響が最大となる時期

二　予測地域

調査地域のうち、地域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域

三　予測地点

地域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における放射線に係る環境影響を的確に把握できる地点

四　予測対象時期等

造成等の施工による水の濁りの発生に伴う放射線に係る環境影響が最大となる時期

放射線の量（建設工事に伴う副産物に係るものの）	造成等の施工による一時的な影響	かつ効果的に把握できる期間及び時期 及び評価するために必要な情報を適切 ける放射線に係る環境影響を予測し、	一　予測の基本的な手法 建設工事に伴う放射性物質を含む副産物の種類ごとの発生及び処分の状況の把握 二　予測地域 対象飛行場設置等事業実施区域 三　予測対象時期等 工事期間

備考

一～七（略）

八　この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。

備考

一～七（略）

（新設）